

## 令和8年度香川県保育実習等支援事業補助金交付要領

### 1 目的

この要領は、県外の学生による県内の保育現場への就職を促進することにより、本県における保育人材の確保・定着を図ることを目的として実施する標記事業において、県外の学生が、県内の保育所等に就職するために行う保育実習や就職活動等に要した経費を補助するために必要な事項を定める。

### 2 実施主体

社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）香川県保育士人材バンク

### 3 補助対象者

補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県外の指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。）に在籍する学生であること。
- (2) 県内の認定こども園、幼稚園、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）及び地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。）を行う施設への就職を希望していること。

### 4 補助対象経費

県内の保育所等における保育実習や就職活動等に要した交通費とする。

### 5 対象期間

令和8年5月1日～令和9年1月31日

### 6 補助金額及び上限額

- (1) 補助金額の算出方法は、協議会旅費規程に準じて算定した交通手段一覧表（別表）のとおりとする。
- (2) 上限額は、1人あたり年間10,000円とする。

### 7 募集人数等

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則先着順で受け付けるものとする。

### 8 申請方法

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育実習や就職活動等が終了した日から30日を経過する日又は保育実習や就職活動等が終了した日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、交付申請書（様式1）に必要な事項を記入し、協議会まで郵送にて提出するものとする。

### 9 交付方法

協議会は、交付申請書（様式1）の活動内容を確認後、申請者が指定する金融機関の口座へ交付決定額を送金し、交付決定及び送金通知書（様式2）にて通知する。

10 申請の取り下げ

申請者は、要件を満たさなくなった場合、速やかに協議会まで連絡のうえ、申請取り下げ書（様式3）を提出する。

11 交付決定の取消し等

協議会は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは、交付決定を取り消し、申請そのものを無効とすることができる。また、交付額全額を返還させることができるものとする。

12 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

13 その他

この要領に規定するもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

**【提出・問い合わせ先】**

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県保育士人材バンク(担当 清水、猪熊)

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号

香川県社会福祉総合センター4F

TEL : 087-833-0250 FAX : 087-861-5622 E-mail : jinzai4@kagawakenshakyu.or.jp